

大分県報

令和三年
第二四六号
九月二十八日

（火曜日）

目次

公安委員会規程

大分県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部改正……………一

告示

指定予定保安林……………一

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………一

警察本部訓令

大分県警察における特定秘密の保護に関する規程の一部改正……………六

公告

家畜人工授精講習会の開催……………七

○公安委員会規程

大分県公安委員会規程第3号

大分県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程（平成26年大分県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。
令和3年9月28日

大分県公安委員長 石田 敦子

第7条第1項及び第2項中「第7条第1項第1号」を「第12条第1項第2号イ」に改める。

第8条中「第10条第1項第1号」を「第12条第1項第4号イ」に、「同条第1項」を「前条第1項」に改める。

第13条第3項中「大分県警察情報セキュリティ規程」を「大分県警察における情報セキュリティに関する規程」に改める。

第1号様式中「第14条」の次に「、第19条、第29条」を加える。

第3号様式中「第25条」の次に「、第29条」を加える。

附則

この規程は、令和3年9月28日から施行する。

○告示

大分県告示第五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和三年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

国東市国東町赤松字土一八〇二番二、一八〇六番、一八〇九番、一八一〇番、一八一一番、一八一三番、一八一四番二、一八一四番三、字石鼻一八一五番、一八一九番一、一八二〇番、字谷ヶ迫一八六〇番一、一八六〇番三、字ヤヒツ一九五七番一、一九五七番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和三年九月二十八日

大分県知事 広瀬 貞

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	備考
(B)熊野②	杵築市 山香町 大字下	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
山口原②	杵築市 山香町 大字向 野及び 宇佐市 大字西 屋敷	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	(「別図」は、省略し、別府土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
山口原③	杵築市 山香町 大字向 野	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
今原②	杵築市 山香町 大字向 野	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
仏供②	杵築市 山香町 大字向 野	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
舟②	杵築市 山香町 大字立	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
下鍛冶屋③	杵築市 山香町 大字立 石	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
下尾崎②	杵築市 山香町 大字立 石	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
棚田⑥	杵築市 山香町 大字下	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
棚田⑦	杵築市 山香町 大字下	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
藪田②	杵築市 山香町 大字倉 成	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
堀切②	杵築市 山香町 大字小 武	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
原④	杵築市 山香町 大字山 浦	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
楠原②	杵築市 山香町 大字吉 野渡	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
峠⑭	杵築市	土砂災害警戒区域	急傾斜	別図のとおり	別図のとおり	

④ 大内原	富田⑨	富田⑧	② 槍ヶ原	② 鹿鳴越	高月②	平野④	平野③	
山香町 大字久	山香町 大字南	山香町 大字南	山香町 大字久 木野尾	山香町 大字久 大字広	山香町 大字野	山香町 大字内	山香町 大字内	山香町 大字内
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和三年九月二十八日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

東原②	東原①	田ノ浦 21	仲村②	(A) 中野⑤	本村⑥	(C) 小ヶ倉	板山(C)	穴野(B)	
大分市	大分市 大字牧	大分市 大字神 崎	大分市 大字下 戸次	大分市 大字河 原内	杵築市 大田石 丸	杵築市 大田沓 掛	杵築市 大田波 多方	杵築市 大田沓 掛	木野尾
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域
急傾斜	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

大分県報(告示)

(「別図」は、
省略し、大分土
木事務所に備え
置いて縦覧に供
する。)

(B) 高畑⑥	横尾③	高畑⑤	葛川④	(B) 葛川③	⑧ 黒松東	戸上白 水②(B)	山口(B)	内成
畑 豊後大 野市千 歳町高	殿 豊後大 野市千 歳町新	畑 豊後大 野市千 歳町高	北 豊後大 野市犬 飼町柴	北 豊後大 野市犬 飼町柴	松 豊後大 野市犬 飼町黒	寒 豊後大 野市犬 飼町大	七蔵司 狭間町 由布市	区域 災害特別警戒
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
<p>(「別図」は、 省略し、豊後大 野土木事務所 に備え置いて縦 覧に供する。)</p>								
梨原⑨	片内④	山中⑪	入北⑦	内山⑦	浅水⑤	② 多良志	② 後玉田	原田⑪
野市朝 豊後大	部 豊後大 野市三 重町山	山 豊後大 野市三 重町内	畑 豊後大 野市三 重町西	山 豊後大 野市三 重町内	瀬 豊後大 野市三 重町浅	葉 豊後大 野市三 重町秋	田 豊後大 野市三 重町玉	田 豊後大 野市千 歳町前
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊	壊 急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和三年九月二十八日

大分県報(告示)

津留⑪	豊後大 野市清	土砂災害警戒 区域及び土砂	急傾斜 地の崩	別図の とおり	別図の とおり
正原③	豊後大 野市朝 地町坪 泉	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図の とおり
③ 田夫時	豊後大 野市朝 地町鳥 田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図の とおり
綿田⑰	豊後大 野市朝 地町綿 田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図の とおり
北平⑥	豊後大 野市朝 地町綿 田及び 朝地町 栗林	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図の とおり
鳥屋⑨	豊後大 野市朝 地町鳥 田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図の とおり
鳥屋⑧	豊後大 野市朝 地町鳥 田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図の とおり
親所②	豊後大 野市朝 地町栗 林	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図の とおり
	小 地町梨	災害特別警戒 区域	壊		

津留⑫	豊後大 野市清 川町宇 田枝	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図の とおり
④ 天神下	豊後大 野市清 川町天 神	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図の とおり
小原⑩	豊後大 野市清 川町六 種	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図の とおり
近地③	豊後大 野市朝 地町朝 地	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図の とおり

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第25号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察における特定秘密の保護に関する規程（平成26年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月28日

大分県警察本部長 松田哲也

第4条第2項中「書面」の次に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を含む。第7条第2項、第8条第2項、第9条第1項後段及び第2項後段、第11条第3項後段及び第4項後段並びに第12条第2項後段及び第3項後段を除き、以下同じ。）を加え、「記載し、又

は電磁的に記録して」を「記載して」に改める。

第6条第1項第2号中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第7条第2項中「通知」の次に「を書面により行うときには、当該通知」を加え、「同項の」を「当該」に改める。

第8条第1項中「（電磁的記録を含む。）」を削り、同条第2項中「同項の」を「当該」に改める。

第9条第1項中「第12条第1項第3号」の次に「（同条第2項において準用する場合を含む。）」を、「ものとする。」の次に「この場合において、」を加え、「この場合に」を「当該通知を書面により行う場合について」に改め、同条第2項中「（電磁的記録を含む。）」を削り、「ものとする。」の次に「この場合において、」を加え、「この場合に」を「当該周知を書面により行う場合について」に改める。

第11条第1項及び第2項中「第7条第1項第1号」を「第12条第1項第2号イ」に改め、同条第3項中「ものとする。」の次に「この場合において、」を加え、「この場合に」を「当該通知を書面により行う場合について」に改め、同条第4項中「（電磁的記録を含む。）」を削り、「ものとする。」の次に「この場合において、」を加え、「この場合に」を「当該周知を書面により行う場合について」に改める。

第12条第1項中「第10条第1項第1号」を「第12条第1項第4号イ」に改め、同条第2項中「ものとする。」の次に「この場合において、」を加え、「この場合に」を「当該通知を書面により行う場合について」に改め、同条第3項中「（電磁的記録を含む。）」を削り、「ものとする。」の次に「この場合において、」を加え、「この場合に」を「当該周知を書面により行う場合について」に改める。

第37条第1項中「場合として」を「場合に該当し、」に改め、同条第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

第38条第1項中「場合として」を「場合に該当して」に改める。

第42条第2項及び第43条中「を交付すること」を削る。

第49条中「V 5(1)(ウ)」を「V 5(1)ア(ウ)」に改める。

別表の第7条第2項の項を削り、同表の第9条第1項の項中「第12条第1項第3号」の次に「（同条第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

第9号様式中「第18条」の次に「、第23条、第33条」を加える。

第11号様式中「第29条」の次に「、第33条」を加える。

第13号様式中「第42条」の次に「、第48条」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年9月28日から施行する。

〇 公 告

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、次のとおり家畜人工授精に関する講習会を開催する。

令和三年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開催期日 令和三年十一月一日から同年十二月六日まで

二 開催場所 農林水産研究指導センター 畜産研究部

大分県立農業大学校

三 家畜の種類 牛

令和三年九月二十八日

大分県報（警察本部訓令・公告）